

## 12 ドクターヘリの運航に対する財政支援及び医療提供体制推進事業費補助金制度の改善について

ドクターヘリの安定的な運航体制の確保のため、ドクターヘリ単独の恒久的で柔軟性の高い財政支援制度を創設すること。また、救急医療や周産期医療など、地域医療の推進に不可欠な医療提供体制推進事業費補助金について、補助基準額に応じた交付がなされるよう制度改善すること。

### 【背景理由等】

ドクターヘリの安定的な運航体制の確保については、「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」において、「地域の実情を踏まえつつ全国的に整備することを目標（同法第3条第1項）としており、国の責任において推進されるべきものです。

ドクターヘリの運航経費については、県の財政負担が大きく、安定的な運航体制を確保するための国の財政支援がなければ、ドクターヘリ事業の継続に重大な支障を来すことになります。

また、ドクターヘリの運航経費に係る「ドクターヘリ導入促進事業」は、「医療提供体制推進事業費補助金」のメニューのひとつとなっておりますが、当該補助金は、当初計画ベースで必要額の69.1%（全国の交付率：令和6年度）にとどまっており、全体の必要額が確保されていません。国は、「ドクターヘリ導入促進事業」に100%配分したとしていますが、その場合、その他の事業は59.1%にまで低下する状況にあります。

このため、ドクターヘリ事業を含む「医療提供体制推進事業費補助金」対象事業については、救急医療や周産期医療など、地域において良質かつ適切な医療を効果的・効率的に提供するために不可欠な事業であるにもかかわらず、県費での補填や事業の縮小・中止を余儀なくされています。

### 【具体的な提言事項】

#### （１）ドクターヘリの運航に対する財政支援

医療提供体制推進事業費補助金は、交付額が事業計画額を下回る状況が続いており、ドクターヘリの運航経費については、将来にわたって、国費分を確実に確保できるかどうか不透明な状況となっているほか、格納庫等の維持管理費などの補助対象外経費も発生していることから、安定的な運航体制の確保ができるよう、恒久的かつ柔軟性の高い財政支援制度を整備すること。

また、予期し得ない急激な燃料費の高騰に対しては、国庫補助の加算措置を設けるとともに、地方負担分には地方財政措置を講じること。

#### （２）医療提供体制推進事業費補助金制度の改善

当該補助金については、地域医療の推進に不可欠な補助金であるため、補助基準額に応じた交付がなされるよう法律補助とするなど、同補助金制度の改善を図ること。